

山梨県公報

第二千四百九十七号

平成二十七年

三月三十日

月 曜 日

目 次

告 示

- 山梨県自然環境保全地区等土地所有者交付金交付規程の一部を改正する 告示 二二三
- 山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正 二二三
- 土地収用事業の認定 二二四
- 道路の区域変更(六件) 二二六
- 道路の供用開始(六件) 二二八
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(五件) 二二九
- 建築基準法施行規則第十一条の三第一項の区域の指定の一部改正 二二一
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が定める図書の一部改正 二二二
- 建築基準法に基づく道路位置指定 二二二
- 平成二十七年における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等 二二二
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出 二二八
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出 二三一
- 土地改良区役員の就任 二三一
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について 二三一

告 示

山梨県告示第百号

山梨県自然環境保全地区等土地所有者交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県自然環境保全地区等土地所有者交付金交付規程の一部を改正する告示
山梨県自然環境保全地区等土地所有者交付金交付規程(昭和四十八年山梨県告示第四百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「自然環境保全地区」の下に「(世界遺産景観保全地区を除く。次条において同じ。)」を加える。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県告示第百一号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

1の表中

| インク ジェット プリン ター | 1枚 | スーパーインク専用紙A4判 同B4判 同A3判 同A3ノビ判 専用光沢紙A4判 同A3判 同A3ノビ判 フットロール紙B3判 同A2判 同B2判 同A1判 同A0判 同B0判 フットプリントロール紙B3判 同A2判 同B2判 同A1判 同B1判 同A0判 | 30円 50円 60円 60円 80円 140円 150円 600円 680円 820円 930円 1,140円 1,300円 1,580円 1,310円 1,490円 1,820円 2,090円 2,550円 2,940円 |
|--------------------------|----|---|---|
| | | | |

を

〔建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百八条第一項に規定する事務については、富士吉田市の区域を除く。〕を削る。

山梨県告示第百二十一号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が定める図書（平成二十四年山梨県告示第百四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一を次のように改める。

- 次に掲げるいずれかの図書
- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第一項各号号（第三号を除く。）に掲げる認定基準に適合しているかどうかの審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が作成した当該基準に適合していることを示す書類
- 2 住宅品質確保法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、当該設計住宅性能評価書の写し
- 八中「富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例」を「富士吉田市富士山世界文化遺産条例」に改める。

山梨県告示第百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務書に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 1 指定の年月日
平成二十七年三月三十日
- 2 指定道路の位置
笛吹市石和町唐柏字池田五百三十七番四
- 3 指定道路の幅員
四・八メートル

四 指定道路の延長
三二・一四メートル

山梨県告示第百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十七年年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 1 競争入札に参加することができる者
 - 競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。
 - 1 令第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - 2 令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - 4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 二 資格審査の申請の方法
- 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。